

## 沖縄県におけるICT活用工事（河川浚渫）実施要領

### 1. ICT活用工事

#### 1-1 概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①～⑤の各段階でICT施工技術（必須プロセス）を活用することをICT活用工事（河川浚渫）というほか、「ICT河川浚渫」という略称を用いる。（各発注方式における必須プロセスについては「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する実施要領」を参照。）

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

#### 1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的な内容については、次の①～⑤によるものとする。

##### ① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)、2)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、直近の測量成果簿等での3次元データが活用できる場合及び3次元出来形管理等の施工管理において施工履歴データを用いた出来形管理を実施する場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

1)音響測深機器を用いた起工測量

2)レッド測深等従来手法による起工測量（※）

（※）上記2)による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、TINデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。

##### ② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

##### ③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。

#### ④ 3次元出来形管理

1-2③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。

##### (1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1)にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m<sup>2</sup>以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことを行う。

###### 1) 音響測深機器を用いた出来形管理

なお、以下2)の方法で実施してもICT活用工事とする。

###### 2) 施工履歴データを用いた出来形管理

#### ⑤ 3次元データの納品

1-2①②④により3次元施工データを工事完成図書として電子納品する。

### 1-3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。

#### (1) 対象工事

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

##### 1) 浚渫工（バックホウ浚渫船）

- ・浚渫船運転工

#### (2) 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

## 2. ICT活用工事の実施方法

### 2-1 発注方式

ICT活用工事の発注は、下記の(2)によるものとするが、ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など工事内容、現場条件及び工期的制約等を勘案し決定する。

#### (1) 発注者指定型

該当無し。

#### (2) 施作者希望型

原則、1-3(1)の全ての工事について適用する。

契約後、受注者によりICT活用工事の実施可否について確認し、活用の有無について監督職員と協議を行う。

### 2-2 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、別紙のとおりとする。

### 3. ICT 活用工事実施の推進のための措置

#### 3-1 工事成績評定における措置

ICT 活用工事（施工者希望型）については、ICT 活用工事として監督職員の確認を得られた工事については、創意工夫における【施工】「□ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価する。なお、ICT 活用工事（施工者希望型）については、工事契約後の受注者からの提案により ICT 活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

### 4. ICT 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

#### 4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT 施工技術の活用を実施するにあたって、国の定めた要領等を参考に監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

#### 4-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、受注者が3次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT 施工技術の活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

#### 4-3 工事費の積算

##### (1) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT技術施工を活用する場合、ICT 施工技術を活用する項目については、各段階を設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。

※ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、機械施工部分を対象に契約変更の対象とする。

#### 4-4 ICT 監督・検査体制の構築

検査機器等が普及するまでの当面の間は、受注者の任意選択としてトータルステーションも採用可能とする。

## 5. ICT 関連要領

ICT 活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県における ICT 活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。

関連要領等については、別紙-2「ICT 活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課 HP を参照。

## 附則

本要領は令和2年4月1日より適用する。

本要領は令和2年9月1日より適用する。

本要領は令和3年4月1日より適用する。

本要領は令和4年7月1日より適用する。

本要領は令和5年7月1日より適用する。

本要領は令和6年7月1日より適用する。

本要領は令和7年7月1日より適用する。